

令和 8 年第 1 回月形町議会定例会 3 日目（3 月 1 8 日）

会議に付した事件は次のとおりである。

発議第 2 号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

意見案第 1 号 北海道月形高等学校の存続を求める要望意見書の提出について

会議案第 2 号 閉会中の所管事務調査の申し出について

（渡辺農業委員会会長から公務の都合により欠席の旨の報告あり）

○ 議長 大釜 登 ただいまの出席議員は 8 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

3 月 1 4 日から予算特別委員会等のため休会しておりました令和 8 年第 1
回議会定例会を再開いたします。 （午後 1 時 3 0 分開会）

直ちに本日の会議を開きます。 （午後 1 時 3 0 分開議）

議事日程第 3 号は、お手元に配付のとおりであります。

○ 議長 大釜 登 3 月 1 3 日の金子議員の一般質問の質問事項「備蓄品の現在の管理状況について」の答弁について、町長から発言の訂正がありましたので、これを許したいと思います。

○ 議長 大釜 登 町長。

○ 町長 上坂 隆一 大変申し訳ありません。

備蓄品の管理について、一部札比内コミュニティセンターなど、そういったところへ必要なものについて、移動しておりますと、金子議員の質問に答えたということがありますが、札比内コミュニティセンターには、分散して、まだ配置をしておりません。

旧札比内小学校には、一部の備蓄品を配布しておりますけれども、その部分について、札比内コミュニティセンターにも配布しているのではないかとこのことを、誤解を招くような発言をしたことについて、ここで訂正させていただきます。

旧札比内小学校には、一部の備蓄品を保管しておりますけれども、そのほか民間施設等にはまだしておりませんので、どうか訂正をよろしく願います。

以上です。

◎ 日程 1 番 予算特別委員会報告 議案第 1 2 号、議案第 1 3 号、議案第 1 5 号から議案第 1 7 号まで及び議案第 2 2 号から議案第 2 6 号まで並びに議案第 3 0 号から議案第 3 5 号までについて

○ 議長 大釜 登 日程 1 番 予算特別委員会報告を行います。議案第 1

令和 8 年第 1 回月形町議会定例会 3 日目（3 月 1 8 日）

2 号 農業委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 3 号 月形町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 5 号 月形町皆楽公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 6 号 月形町皆楽公園施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 7 号 月形町はな工房条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 2 号 月形町農産物加工施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 3 号 月形町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 4 号 月形町多目的アリーナ条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 5 号 月形町野球場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 6 号 月形町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 3 0 号 令和 8 年度月形町一般会計予算、議案第 3 1 号 令和 8 年度月形町国民健康保険事業特別会計予算、議案第 3 2 号 令和 8 年度月形町介護保険事業特別会計予算、議案第 3 3 号 令和 8 年度月形町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 3 4 号 令和 8 年度国民健康保険月形町立病院事業会計予算、議案第 3 5 号 令和 8 年度月形町農業集落排水事業会計予算、以上、1 6 件を一括議題といたします。

本案については、予算特別委員会に付託した事件であり、その結果については、会議規則第 7 7 条の規定により、予算特別委員会委員長から報告を求めます。

- 議長 大釜 登 予算特別委員会 我妻耕委員長。
- 予算特別委員会委員長 我妻 耕 予算特別委員会の審査結果報告を申し上げます。

本定例会において、予算特別委員会に付託されました議案第 1 2 号 農業委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 3 号 月形町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 5 号 月形町皆楽公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 6 号 月形町皆楽公園施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 7 号 月形町はな工房条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 2 号 月形町農産物加工施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 3 号 月形町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 4 号 月形町多目的アリーナ条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 5 号 月形町野球場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 6 号 月形町パークゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 3 0 号 令和 8 年度月形町一般会計予算から議案第 3 5 号 令和 8 年度月形町農業集落排水事業会計予算までの 1

令和 8 年第 1 回月形町議会定例会 3 日目（3 月 1 8 日）

6 件については、去る 3 月 1 6 日から 1 7 日にわたり委員会を開催し、町長をはじめ説明員の出席を求め、慎重に審査した結果、別紙審査結果報告書のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員会を代表いたしまして、ここで一言申し添えます。予算執行に際しましては、経費の節減に努めていただくようお願いいたします。

以上、簡単ですが、会議規則第 7 7 条の規定に基づき、予算特別委員会報告といたします。

○ 議長 大釜 登 本案については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会において、十分に審議が尽くされておりますので、質疑・討論を省略することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、令和 8 年度各会計予算の関連議案として、議案第 1 2 号、議案第 1 3 号、議案第 1 5 号から議案第 1 7 号まで及び議案第 2 2 号から議案第 2 6 号までの 1 0 議案、令和 8 年度各会計予算として、議案第 3 0 号から議案第 3 5 号までの 6 議案、合わせて 1 6 議案を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、1 6 件いずれも原案のとおり可決であります。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、令和 8 年度各会計予算の関連議案として、議案第 1 2 号、議案第 1 3 号、議案第 1 5 号から議案第 1 7 号まで及び議案第 2 2 号から議案第 2 6 号までの 1 0 議案、令和 8 年度各会計予算として、議案第 3 0 号から議案第 3 5 号までの 6 議案、合わせて 1 6 議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 日程 2 番 発議第 2 号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 議長 大釜 登 日程 2 番 発議第 2 号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 我妻 耕議員。

○ 議員 我妻 耕 発議第 2 号をご覧ください。発議第 2 号 月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 1 1 2 条第 1 項の規定により提出するものです。令和 8 年 3 月 3 日の提出です。なお、発議の賛成者として、月形町議会議員 松田順一

令和 8 年第 1 回月形町議会定例会 3 日目（3 月 1 8 日）

議員、同じく 東出善幸議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。

提案理由を説明いたします。

月形町議会議員の費用弁償につきましては、職員等の旅費に関する条例の規定に基づくほか、議会改革に関する議論を行う中で、これまで適宜見直しを行ってきたところです。しかしながら、近年の物価高騰に伴う宿泊料の上昇により、本町が規定する定額の宿泊料では、実態と乖離が生じている状況にあります。これらの社会経済情勢の変化及び国の制度改正の動向を踏まえ、月形町常勤特別職及び月形町職員の旅費制度の改定内容も勘案しながら、議員の費用弁償の改定について検討を行った結果、町提案条例に準拠し、本条例の一部改正を提案するものであります。

改正の内容について説明します。

国の改正旅費法に基づき、宿泊料を定額支給から上限額を設けた実費支給へと改めるとともに、当該上限額となる宿泊基準額を都道府県ごとに設定するものです。

なお、この条例の施行期日は令和 8 年 4 月 1 日です。

各議員のご賛同を賜りますことを心からお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。発議第 2 号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程 3 番 意見案第 1 号 北海道月形高等学校の存続を求める要望意見書の提出について

○ 議長 大釜 登 日程 3 番 意見案第 1 号 北海道月形高等学校の存続を求める要望意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 大釜 登 我妻 耕議員。

○ 議員 我妻 耕 意見案第 1 号をご覧願います。意見案第 1 号 北海道

令和 8 年第 1 回月形町議会定例会 3 日目（3 月 1 8 日）

月形高等学校の存続を求める要望意見書の提出について、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき、要望意見書を提出するものです。令和 8 年 3 月 3 日の提出です。この意見案の賛成者として、月形町議会議員 松田順一議員、同じく東出善幸議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。

提案理由を説明します。

北海道月形高等学校は、昭和 2 3 年の開校以来、地域の高校として近隣からも多くの生徒が通い、これまで各方面へ人材を輩出してきた重要な教育機関です。しかしながら、同校が地域連携校となって以降、入学者数が 2 0 名以上の基準を超えられず、若干下回る人数で推移している状況にあります。

一方で、近隣の中学校からは高い評価を得ており、中学校時代に学校生活に馴染めなかった生徒が同校に通学後、しっかりと巣立っている姿が見られるなど、小規模校ならではの成果が得られています。

また、月形町では、こども園から高等学校までの一貫した教育環境を整備し、地域による人づくりの体制を構築しており、同校は教育基盤の一つであり、地域にとって欠かせないまちづくりの重要な資源でもあります。

しかし、令和 7 年 1 0 月に開催された「北海道月形高等学校に関する地域説明会・懇談会」では、令和 8 年度の入学者数が 2 0 名を下回った場合、同年度の公立高等学校配置計画案において募集停止が掲載される可能性があるとの説明がありました。地域では、数値基準では見えない教育実践の効果や学校の特性、立地条件など、多角的な視点での判断が望まれており、同校の存続は地域の未来に直結するものであり、特段の配慮を求め、以下の事項について要望するものです。

一つ目は、北海道月形高等学校について、令和 8 年度以降も募集停止としないこと。

二つ目は、地域連携校として教育的成果及び地域に果たしている役割を十分に評価し、柔軟な高校配置の考え方を適用すること。

三つ目は、不登校生徒への対応や学びの多様化の観点から、本校の教育実践を本道における先進的事例として位置づけ、今後の高校教育施策に生かすこと。

各議員のご賛同を賜りますことを心からお願い申し上げ、意見案第 1 号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただいま、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

令和 8 年第 1 回月形町議会定例会 3 日目（3 月 1 8 日）

お諮りいたします。意見案第 1 号は、原案のとおり提出することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は原案のとおり提出することに決定いたしました。

◎ 日程 4 番 会議案第 2 号 閉会中の所管事務調査の申出について

- 議長 大釜 登 日程 4 番 会議案第 2 号 閉会中の所管事務調査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会、まちづくり常任委員会の各委員長から、それぞれ、閉会中の所管事務調査をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可することにしたと思います。なお、両委員長から各調査期日については、調査終了まで行いたい旨の申し出がありましたので、併せて許可したいと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、両委員長から申し出のありました、閉会中の所管事務調査は許可することとし、各調査期日は調査終了までとすることに決定いたしました。

- 議長 大釜 登 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。したがって、会議規則第 7 条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。会議を閉じます。これをもって、令和 8 年第 1 回月形町議会定例会を閉会いたします。

（午後 1 時 5 1 分閉会）